

誤振込みの取り扱いに関する判例の変遷

中京大学法科大学院教授
法曹養成研究所企業法務センター長

峯 崎 二 郎

[振込みの法的性質]

戦後の為替に関する問題としては、第一銀行（現在のみずほ銀行）京都支店を被告とした電信送金の法的性質が争われた事件が有名である。

この事件は、昭和24年の提訴から、3回目の最高裁判決（最判昭43年12月5日金融法務事情531号25頁）によって決着したが、その争点は、電信送金は、受取人（第三者）のためにする契約なのか、振込依頼人と仕向銀行、仕向銀行と被仕向銀行間の各委任契約なのかという点であった。

事案は、組合の参事の要請を受けて、組合がその参事を受取人として電信送金したものであるが、同人の出張中に電信送金の通知を受けた者が、銀行でその送金を受け取ってしまったという事件である。この判決では、電信送金の法的性質は、委任であるとされたが、振込みについても、同様に委任と考えられている（名古屋高判昭51年1月28日金融・商事判例503号32頁）。

したがって、振込みにおいては、仕向銀行も被仕向銀行も、受任者としての善良なる管理者の注意義務を果たしておれば、免責されることになる。

[誤振込についての判例の流れ]

振込みの当事者は、振込依頼人、仕向銀行、被仕向銀行、受取人の4者であるが、通常の振込みは、ほとんどの銀行が、全国銀行内国為替制度に加盟しており、受取人の口座番号まで確認して振込む制度下においては、電子的手段により、瞬時に行われるので、機械的な間違いがない限り、誤振込みの原因は、振込依頼人によって作り出されることになる。

しかし、文書扱いの振込み等では、誤振込みは、振込依頼人の過誤に起因する場合だけでなく、仕向銀行の振込事務処理の過誤に起因する場合も、被仕向銀行の振込金入金処理上の過誤に起因する場合もある。

振込依頼書に、受取人の口座の番号が記載されていなかった案件で、仕向銀行が、振込依頼人に、口座番号の記載をさせずに被仕向銀行への通知をし、被仕向銀行が仕向銀行に照会することなく、受取人に照会して処理した案件について、振込依頼人が仕向銀行を被告とした振込金返還請求訴訟（高松高判平元年10月18日金融・商事判例839号3頁、その上告審たる最判平6年1月20日金融法務事情1383号37頁）はあるが、これは、かなり特殊な案件であり、その他の多くの事案は、振込依頼人の過誤に起因する案件である。ここでは、振込依頼人の過誤に起因する誤振込について考えてみる。

誤振込みの問題を考える場合は、振込依頼人が受取人に対して振込みをすべき原因関係が存在し

なければならないのかということである。平成8年の最高裁判決が出されるまで、金融界は、振込には原因関係の存在が必要であると考えていた。この考え方によれば、受取人は、誤振込みの場合は、正当な振込みを受けるべき原因関係がないのであるから、誤振込みによって預金債権を取得することはできないということになる。

[誤振込による預金債権記帳の取消し] それでは、預金元帳や預金通帳に記帳された後でも、その預金の入金記帳を取消することができるのかということ、金融実務では、振込みは、原則として、受取人の預金の元帳に対する入金記帳によって完結するので、その後は取消せないという見解に立って、実務としては、受取人すなわち預金者の同意のあることを要件として取消し、受取人が同意しなければ、振込依頼人から受取人への不当利得返還請求によることとしていた。

[全国銀行為替制度]

1. 全国銀行内国為替制度は、昭和48年4月に発足している。社団法人東京銀行協会が運営する内国為替運営機構により運営されており、具体的運営は「内国為替運営規約」に定めるところにより行われている。

2. 「内国為替運営規約」第2章に加盟銀行として、会員銀行、準会員銀行、代行決済委託金融機関、が規定されている。

会員銀行 日銀の当座勘定に為替決済を行う全銀協の正会員。

準会員銀行 日銀の当座勘定に為替決済を行う全銀協の正会員以外の金融機関。例として、商工中金、信金中金、全信組連、労金連、農林中金、外国銀行など。

代行決済委託金融機関 会員銀行または準会員銀行に代行決済を委託する金融機関。例として、信用金庫、信用組合、労働金庫、信連、信魚連、農協など。

3. 全国銀行内国為替制度は、全国銀行データ通信システム（全銀システム）が利用されている。全銀システムは、内国為替制度に加盟する金融機関相互間の内国為替取引に関する為替通知の発受信および同取引によって生じる加盟銀行間の為替決済額の算出などを行うコンピュータ・ネットワークである。このシステムは、中枢である全銀センター、各加盟銀行の事務センターに設置されている中継コンピュータ、およびこれらの中継する通信回線から構成されている。

[その後の判例の変遷]

最判平8年4月26日金融・商事判例995号3頁は、振込みによって預金が成立するためには、受取人が、その振込みを受けるべき正当な事情がなければならないとする見解に立つ1審判決を取り消し、原審判決を破棄して、原因関係の存在は必要でないという見解に立って、自判している。しかし、その後の判決は、必ずしも、この最高裁判決に沿った判決ということにはなっていない。誤振込金でも、預金が成立するのであれば、その預金との相殺も認められるはずであるが、名古屋地判平16年4月21日金融・商事判例1192号11頁は、預金の成立は認めたものの、銀行が相殺することまでは認めなかった。さらに、東京地判平17年9月26日金融法務事情1755号62頁も、銀行が受取人の預金口座に誤振込みされた預金と受取人に対する貸付債権を相殺した場合は、銀行は振込依頼人に対して誤振込金相当額の不当利得返還義務を負うとしている。このような経緯に徴し、本稿では、名古屋高判昭51年1月28日金融・商事判例503号32頁、最判平8年4月26日金融・商事判例995

号3頁を概観し、名古屋地判平16年4月21日金融・商事判例1192号11頁を詳細に検討したい。

[原因関係が必要であるとする平成8年判決前の判決]

名古屋高判昭51年1月28日金融・商事判例503号32頁

丸紅株式会社が、Y銀行東京支店から、同銀行名古屋支店の豊和工業株式会社に振込むつもりで、受取人を「豊和産業株式会社」と誤記したものである。Y銀行は、テレックスで、「ホウワサンギョウ」と通知した。名古屋支店には、「ホウワサンギョウ」という名前の預金者としては、普通預金取引をしていた「朋和産業株式会社」しかなかったため、同社を受取人として取扱い、入金案内をした。Xは、朋和産業に対する債務名義によって、この誤振込みのなされた預金について、差押・転付命令を得て、Y銀行にその支払いを求めた。Y銀行は、この預金は、誤振込によるものであって、預金債権は存在しないと主張した。預金債権が存在しないので、それを前提にする差押・転付命令も当然のことながら効力を有しないとして、Xの請求棄却。

[原因関係を不要とする平成8年判決]

最判平8年4月26日金融・商事判例995号3頁

株式会社ベンカン（振込依頼人：被上告人）が、第一勧銀大森支店の「株式会社東辰」に振込むつもりで、過去に取引のあった富士銀行上野支店の「株式会社透信」を受取人とする誤振込みを富士銀行大森支店に依頼した。透信の債権者である上告人が、その誤振込みのなされた普通預金を差押えたので、第三者異議の訴（民事執行法38条）によって、その排除を求めたものである。1審の東京地判平2年10月25日金融・商事判例995号13頁も、控訴審である東京高判平3年11月28日金融・商事判例995号11頁も、誤振込みの場合、受取人には、正当な受取権限がないことを理由に、預金の成立を否定し、本件差押えも許されないものとした。

しかし、最高裁は、「振込依頼人から受取人の銀行の普通預金口座に振込があったときは、振込依頼人と受取人との間に振込みの原因となる法律関係が存在するか否かにかかわらず、受取人と銀行との間に振込金額相当の普通預金契約が成立し。受取人が銀行に対してその金額相当の普通預金債権を取得する」として、この差押えも有効であるとして、第三者異議は認めなかった。そして、振込依頼人は、受取人に対して、不当利得返還請求すべきであるとしている。

[誤振込金との相殺を否定した事案]

名古屋地判平16年4月21日金融・商事判例1192号11頁

[事案の概要]

X（ショッピングセンター経営：振込依頼人：原告）は、平成15年1月10日午前8時32分に、大垣共立銀行を仕向店として、他社宛に振込むべきであったのに、UFJ銀行金山支店（Y銀行：被仕向銀行：被告）のAの当座預金口座に67万円の誤振込みをした。

Y銀行は、11時42分に入金記帳し、12時11分に、当座預金を強制解約して、残高を別段預金に振替えた。

Aは、1月6日月曜日に、廃業の貼紙をしており、6日と7日には、支払手形を不渡りにして、10日に銀行取引停止処分を受けていた。

Xは、10日に、誤振込みに気づいたので、Y銀行が強制解約をした後であったが、電話し

たところ、「仕向銀行から組戻しの手続をすれば、組戻せる」旨の返事だったので、Xは、仕向銀行から、15時5分に、Y銀行に組戻しの手続を取ってもらった。しかし、Y銀行は、この組戻し依頼については、強制解約後であるとして拒絶した。Xは、5月25日に提訴。Aは、6月26日付で、XとY銀行の双方に宛てて、「Aは、Xに対して何等の債権も有していないので、Y銀行からXに対して資金を返還されても何等異議がない」旨の確認書を作成しており、この確認書は、X側証拠として提出されている。

Y銀行は、平成16年1月23日に、Aに対する貸付金3320万円と本件当座預金解約金151万円を対当額で相殺した。

[判決要旨]

振込依頼人から受取人の普通預金口座への振込みがなされた場合には、両者間に振込みの原因となる法律関係が存在するか否かにかかわらず、受取人と銀行間に、振込金相当額の普通預金契約が成立することは、最判平8年4月26日金融法務事情1455号6頁の通りであり、この理は、当座預金口座への振込みの場合も同じである。

Y銀行は、本件訴訟の係属、就中、Xからの確認書の提出によって、本件振込みが誤振込みであり、本件口座及び別段預金中の本件振込金相当額については、Aの預金であるとしても、Xに返還されるべき不当利得金であることを認識できたものであり、かつ、Xの組戻し依頼に応じることに支障のないものであるから、Y銀行による相殺は、正義、公平の観念に照らして、本件振込金相当額の限度で無効である。

Y銀行の相殺による本件振込金相当額の利得は法律上の原因を欠くことになる。そして、Xは、本件振込金相当額の損失を生じており、この利得と損失の間の因果関係も肯定することができるとして、Xの請求認容。

[誤振込みを受けた被仕向銀行の対応]

平成8年の最高裁判決によって、誤振込みでも、預金債権は成立する。この判決以前は、振込み原因の有無によって、預金の正否が判定されていたので、それを厳格に考えれば、誤振込金が払い戻された後で、誤振込金の返還を求められた場合は、被仕向銀行は、身銭を切って返還しなければならないとも考えられる。しかし、8年判決後は、そのリスクはなくなったのである。

本件判決も、誤振込みによる預金の成立自体は認めているが、受取人が組戻しに異議がない旨の確認書が証拠として提出されている点が異色である。実務では、振込依頼人が、受取人の倒産を知らないで振込んでしまった場合、受取人と通謀して、組戻しを求めることもありうるので、その点の見極めをする必要もある。

本件は、11時42分に、誤振込金が入金記帳され、12時11分に当座預金が強制解約されている。仮に、11時42分前に、強制解約されていたとすれば、誤振込金は、当座預金に入金されることはなかったのである。その場合は、振込金は、仕向銀行に返還されることになったであろう。

本件は、Aの破産申立がなされていないのであるが、仮に、破産申立がなされており、破

産手続きに入っていたら、本件振込金は、支払停止後の預金ということになるため、旧破産法104条2号により、相殺は禁止されていた。

裁判所が、誤振込みによる預金の第三者による差押えと銀行による相殺を区別した理由は何か。誤振込みを受けた預金者に対する債権者が、その預金を差押えするケースは、通常、誤振込みの事情を知らない第三者による差押えであるのに対して、被仕向銀行の場合は、就中、本件の被仕向銀行は、預金者も組戻しを求めているという事情があるからである。そのような状況下で相殺するという事は、判決が言うように、正義、公平の観念に反する。本来、誤振込みの場合は、それが真に、誤振込みであったのであれば、平成8年前の誤振込みによる預金の成立を否定した判決の見解のように、原因関係が存在しないのであるから、預金は成立し得ないのである。本件訴訟は、控訴されているようであるが、銀行としては、これが仮装の誤振込みであるという証拠を見つけ出す必要がある。それができないのであれば、平成8年判決の趣旨を徹底し、第三者の差押えと、被仕向銀行の相殺を区別すべきではないことを強く主張すべきである。

2005.12.28脱稿